

福岡市社会貢献優良企業優遇制度（次世代育成・男女共同参画支援事業）FAQ

令和元年6月13日追加

市民局男女共同参画部女性活躍推進課

質 問	回 答
<b>【3 選択項目について（別紙2）】</b>	
<p>1</p> <p>★取組2・取組11 一般事業主行動計画の計画期間が今年の11月末で終了するが、問題ないか。申請を行うにあたり、新たに一般事業主行動計画を策定する必要があるか。</p>	<p>一般事業主行動計画は、申請日現在において計画期間中のものであれば、問題ありません。今回申請を行うにあたり新たに策定いただく必要はありませんが、計画期間満了時には、ぜひ改めて策定をお願いします。 ただし、申請日現在において計画期間が終了している場合は認められません。</p>
<p>2</p> <p>★取組8 女性の係長相当職以上の役職者比率が「20%を超えている」とは、20%を含むのか。  また、提出資料は「係長相当職」のみに関する資料となっており、係長相当職のみの役職者比率が20%を超えていても認められるのか。</p>	<p>今回の認定基準において、「20%を超えている」とは<u>20%を含まません。</u></p> <p>女性活躍の取組が進んでいる状況を踏まえて、<u>女性の係長相当職以上の役職者比率が「20%を超えている」ことを基準としております。</u></p> <p>また、係長相当職のみの役職者比率では認められません。</p> <p>提出資料につきましては、「係長相当職にある者の全数、うち女性数、女性割合」を任意様式で提出としておりますが、これは【別紙1】④⑤で管理職の記載欄があることから、申請者の負担軽減のため補完資料として「係長相当職」に関する資料の提出をお願いしているものです。 <u>「係長相当職以上にある者の全数、うち女性数、女性割合」がわかる資料の方がわかりやすい場合は、そちらでお願いしますが、「係長相当職以上」であることがわかるよう表示をお願いします。</u></p> <p>係長相当職に男女とも該当がない場合は、資料の添付にかえて、取組8の余白に『別紙1により管理職20%超。係長なし』との記入でも構いません。</p>
<p>3</p> <p>★取組12 「連続5日以上」の育児休業とは休日を含む期間でよいのか。</p>	<p>期間には休日なども含めてカウントされますが、期間の全てが休日などの場合は認められません。<u>期間中に所定労働日が含まれていることが必要です。</u></p>